

議案第17号

平成31年度宝塚市水道事業会計予算

資料8 水道法改正に係る対応（改正の主な内容、広域化、コンセッション方式の導入、指定給水装置工事事業者更新制度、その他の考え方）

1 法改正の目的と主な内容

人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化など、水道事業が直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るために改正されたもの。主な内容は以下のとおり。

(1) 水道の基盤強化、広域連携の推進

- ・都道府県は水道基盤強化計画を定めることができる。
- ・広域的連携等推進協議会を組織し、広域連携を推進する。

(2) 適切な資産管理の推進

- ・水道施設の維持及び修繕、計画的な更新や耐震化に努める。
- ・水道施設の台帳を作成する。

(3) 多様な官民連携の推進

- ・コンセッション方式の導入。

(4) その他

- ・指定給水装置工事事業者の指定の更新（5年毎）制の導入。
- ・災害その他非常時の場合における連携及び協力の確保。

2 広域化、コンセッション方式の導入、指定給水装置工事事業者更新制度等について

(1) 広域化

現在兵庫県が中心となって、各市町の水道事業における課題について広域連携を生かしスケールメリットを創出出来るものについて、継続的に協議している。

(2) コンセッション方式の導入

水道事業の確実かつ安定的な運営のための公の関与を強化し、給水責任は自治体に残したうえで、あらかじめ料金の枠組み（上限）や管理運営の内容水準を定め、厚生労働大臣の許可を受け、自治体が議会の議決を得たうえで民間事業者に水道事業の運営を委ねることを可能にしたもの。

この方式を取り入れている事例が全国的に無く、実際のメリット・デメリットが明確になっていないことから、本市では他の市町村の取組状況をみながら調査研究を進める必要があると考えている。

(3) 指定給水装置工事事業者更新制度

指定給水装置工事事業者の資質の保持や実体との乖離を防止するために、指定の5年更新制を導入するもの。

今後、国から示される予定の更新手続きに関するガイドライン等を注視しながら、兵庫県や阪神間各市との調整を進め、更新手続きや更新手数料などの規定を追加するため、宝塚市水道事業給水条例の改正に向けた作業を行っていく。